

別表一 3（鈴鹿長宿特定景観計画地区における行為の制限）

鈴鹿長宿地区では、地区住民により「鈴鹿・長宿区域街づくり協定書」（平成6年7月14日）が締結されており、この協定に基づき、景観形成基準を定めるとともに、行為の制限を図ります。

建築物の建築等

区分		制限内容及び措置の基準
届出対象行為		1) 延べ床面積が10㎡を超える建築物の新築 2) 建築物の増築、改築又は移転（以下「増築等」という。）で当該増築等に係る延べ床面積10㎡を超えるもの 3) 延べ床面積が10㎡を超える建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え（以下「修繕等」という。） ＊ 上記の行為は特定届出対象行為（法第17条第1項）とする。
届出除外行為		1) 上記の届出対象行為に満たない行為
景観形成基準	配置	1) 道路から建物の距離を可能な限り確保し、敷地に対してゆとりある配置とし、景観の向上に努める。 2) 景観に十分配慮して植樹に努める。また、敷地周囲に生垣等をめぐらすなど、緑豊かな配置に努める。
	屋根	1) 屋根は、傾斜屋根とする。ただし、景観審議会並びに鈴鹿・長宿街づくり協定運営委員会の意見を聴き市長が認めたものはこの限りではない。 2) 周辺環境に調和した落ち着いた色調とする。
	外壁	1) 街並みに配慮し、周辺環境に調和した落ち着いた色調とする。
	高さ	1) 建築物の高さの最高限度は、10mとする。 ＊ 建築物の高さは、建築基準法施行令第2条第1項第6号に規定するものをいう。 ただし、寺、神社等歴史的な建築物にあつては、景観審議会並びに鈴鹿・長宿街づくり協定運営委員会の意見を聴き市長が認めたものはこの限りではない。
	その他	1) 附属屋及び屋外設備 ① 倉庫、車庫等の付属屋は、母屋との調和を図るものとする。 ② 屋外設備機器は、周囲と調和するよう配慮するものとする。
	配置	1) 道路からの壁面後退が連続する区域で、外壁の位置を突出させるなど、連続性を分断する行為

勸告基準	外壁等	1) 色彩が類似色相で連続する区域で、反対色相を用いるなど、色彩の連続性を分断する行為
	高さ	1) 建築物の高さが10mを超える行為 ただし、寺、神社等歴史的な建築物にあつては、景観審議会並びに鈴鹿・長宿街づくり協定運営委員会の意見を聴き市長が認めたものはこの限りではない。
変更命令基準	<p>特定届出対象行為において、外壁の色彩が次の色彩基準外となる行為。ただし、使用規模、素材により、景観形成上の支障がないと認める場合は、この限りではない。</p> <p>＊ 色彩基準（色の3属性による表示法（JIS Z8721）による）</p> <p>● 基調色は、色相がR、YR、Yの場合は彩度6以下、その他の色相は彩度3以下とする。</p> <p>ただし、建築物の見付面積の5分の1未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りではない。</p>	